



スカパーJSAT

SAD-A3-20-001

衛星通信専用サービス 料金表

第21版
(令和2年4月)

スカパーJSAT 株式会社

衛星通信専用サービス料金表 目次

通 則	1
1 料金の適用	1
2 料金表の変更	1
3 料金の計算方法	1
4 消費税相当額の加算	1
5 料金の減免	1
6 月額料金の日割	1
7 端数処理	2
8 料金等の支払期日	2
第1表 衛星専用料	4
第1 終日専用契約通常ビームに係る衛星専用料	4
1 適用	4
2 料金	8
第2 終日専用契約スポットビームに係る衛星専用料	9
1 適用	9
2 料金	9
2-1 衛星専用料	9
2-2 基本料	9
2-3 セット料金	10
第3 随時専用契約に係る衛星専用料	11
1 適用	11
2 料金	12
2-1 基本料の額	12
2-2 利用料の額	12
第2表 直営設備専用料	13
1 適用	13
2 直営設備専用料の額	13
2-1 終日専用契約に係るもの	13
1回線ごとに月額(単位:千円)	13
2-2 随時専用契約に係るもの	13
第3表 無線局免許取扱手数料	14
1 適用	14
2 無線局免許取扱手数料の額	14
第4表 地球局設備に係る工事に関する費用	15
1 適用	15
2 工事に関する費用の額	15
第5表 解除料	16
1 適用	16
2 解除料の額	18
2-1 終日専用契約(通常ビーム)に係るもの	18

2-1-1	利用開始日の前日までに係るもの	18
2-1-2	利用開始日以降の契約解除に係るもの	18
2-1-3	利用開始日以降の利用単位数の減少に係るもの	18
2-2	終日専用契約(スポットビーム)に係るもの	19
2-2-1	利用開始日の前日までに係るもの	19
2-2-2	利用開始日以降の契約解除に係るもの	19
2-2-3	利用開始日以降の利用単位数の減少に係るもの	19
2-3	随時専用契約に係るもの	19
第6表	取消料	20
1	適用	20
2	取消料の額	20
第7表	違約金	21
1	適用	21
2	違約金の額	21
附 則		22

通 則

1 料金の適用

当社は、衛星通信専用サービスに係る料金を、この衛星通信専用サービス料金表(以下「料金表」といいます。)に定めます。

2 料金表の変更

- (1) 当社は、専用契約者の一般の利益に適合する場合、又は電気通信サービスの提供環境の変化、法令の変更その他相当の事由があるなど、料金表の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して合理的であると判断した場合には、この料金表を変更することがあります。この場合の料金は、変更後の料金表によります。
- (2) 当社は、この料金表を変更する場合には、変更後の料金表の内容及びその効力発生時期を専用契約者に周知するものとします。

3 料金の計算方法

当社は、専用契約者が専用契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。

4 消費税相当額の加算

- (1) 衛星通信専用サービス契約約款(以下「約款」といいます。)において、次の規定により支払いを要するものとされている料金等の額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。
 - ア 第47条(衛星専用料の支払い義務)
 - イ 第48条(直営設備専用料の支払い義務)
 - ウ 第49条(無線局免許取扱手数料の支払義務)
 - エ 第51条(工事費の支払い義務)
 - オ 第56条(違約金)
- (2) 前号の規定にかかわらず、衛星通信専用サービスにおいて本邦と外国との通信を行う場合、前号ア、イ及びオの規定に係る消費税相当額の一部又は全部が免税となることがあります。

5 料金の減免

- (1) 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通則1(料金の適用)の規定にかかわらず、臨時に、その衛星専用料を減免することがあります。
- (2) 当社は、前号の規定に基づき衛星専用料の減免を行ったときは、当社に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

6 月額料金の日割

- (1) 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
 - ア 暦月の初日以外の日に利用開始日が到来したとき。
 - イ 暦月の末日以外の日に利用終了日又は契約解除日が到来したとき。
 - ウ 暦月の初日以外の日に専用契約事項の変更又は料金の改定等により月額料金の額が増加又は減少したとき(この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します)。
 - エ 約款第50条(支払いを要しない料金)第1項又は第2項の規定に該当するとき。

オ 暦月の初日以外の日に直営設備の使用開始日が到来したとき。

カ 暦月の末日以外の日に直営設備の使用を終了したとき。

(2) 前号の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

(3) 月額料金以外のその他の債務の支払額を算出するにあたり必要が生じた場合は、前2号の規定に準じて日割します。

7 端数処理

(1) 当社は、料金その他の債務の計算において、その計算結果に1円未満が生じた場合はその端数を切り捨てます。

(2) 前号の規定にかかわらず、消費税相当額の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

8 料金等の支払期日

(1) 専用契約者は、料金等の債務について、それぞれ次の期日までに、当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

区 分	支 払 期 日
1 終日専用契約に係る衛星 専用料	ア イ 以外のもの 利用開始日が属する月の月末から毎月、当月分としてその月の月末(利用開始日がその月の15日以降の場合は、その月の衛星専用料に限り翌月の15日) イ 一括前払いを行うもの 一括前払いの対象期間分として、当該対象期間の初日が属する月の末日(当該対象期間の初日がその月の15日以降の場合は、その月の翌月の15日)
2 随時専用契約に係る衛星 専用料	ア 基本料 利用開始日又は利用更新日から利用終了日までの期間(以下「基本料対象期間」といいます。)分として、利用開始日又は利用更新日が属する月の翌月末。 トランスポンダ利用形態の数の変更に伴い新たに支払うべきこととなった基本料については、基本料対象期間分として、変更の実施日が属する月の翌月末。 イ 利用料 当月分として利用開始時刻が属する月の翌月末
3 直営設備専用料	ア 終日専用契約に係るもの 直営設備の使用開始日が属する月の月末から毎月、当月分としてその月末(直営設備の使用開始日がその月の15日以降のときは、その月の直営設備専用料に限り翌月の15日) イ 随時専用契約に係るもの 当月分として利用開始時刻が属する月の翌月末
4 無線局免許取扱手数料	電波法及び電波法関連諸規則に基づく事務及び作業を行った月の翌月末、但し電波法関係手数料のうち電波利用料に相当する額については、当該無線局の免許の日が属する月の翌月末又はその免許の日に相当する日が属する月の翌月末
5 工事に関する費用	工事を行った月の翌月末
6 解除料	終日専用契約にあつては、専用契約の解除の日から14日以内の日 随時専用契約にあつては、解除の日が属する月の翌月末
7 取消料	取消しを行った月の翌月末

(2) 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

- (3) 専用契約者が国もしくは地方公共団体等である場合又は専用契約者が約款の規定に基づき当社が提供する専用回線を専ら国もしくは地方公共団体等に再販する電気通信事業者である場合、その専用契約者との協議により当社が承諾した場合に限り、第(1)号に掲げる料金等の債務について、同号に定める支払期日とは別に当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただくことがあります。
- (4) 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、前3号の規定にかかわらず、第(1)号に掲げる料金等の債務について、臨時に、当社が別に定める期日までに当社指定の方法により支払っていただくことがあります。
- (5) 料金その他の債務の支払いの際に発生する金融機関への手数料等は、専用契約者に負担していただきます。

第1表 衛星専用料

第1 終日専用契約通常ビームに係る衛星専用料

1 適用

衛星専用料の適用については、約款第47条(衛星専用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

終日専用契約通常ビームに係る衛星専用料の適用				
(1) 品目の区分等	当社は、終日専用契約通常ビームに係る衛星通信専用サービスの品目を次のとおり定めます。			
	区分		内容	
	帯域品目	トランスポンダの電波中継において指定された帯域幅及び電力を占有して伝送するもの		
	備考 1 当社は、基準となる帯域幅(以下、「単位帯域幅」といいます。50kHzとします。)を利用単位数倍した値を超えない範囲で占有する帯域幅を指定します。 2 当社は、基準となる電力(以下、「単位電力」といいます。)を利用単位数倍した値を超えない範囲で占有する電力を指定します。			
(2) 衛星ビームの区分等	1	当社は、終日専用契約通常ビームに係る衛星ビームの区分を次のとおり定めます。		
		衛星ビーム	サービスを提供する静止軌道位置	使用する周波数及びサービス提供地域 アップリンク ダウンリンク
		NN150	概ね東経150度	Ku北東アジア Ku北東アジア
		SS150	概ね東経150度	Ku南東アジア Ku南東アジア
		JJ154	概ね東経154度	Ku日本 Ku日本
		JA154	概ね東経154度	Ku日本 Kuアジア
		AJ154	概ね東経154度	Kuアジア Ku日本
		AA154	概ね東経154度	Kuアジア Kuアジア
		PP154	概ね東経154度	Kuパシフィック Kuパシフィック
		CC154	概ね東経154度	Cバンド Cバンド
		NN154	概ね東経154度	Cノース Cノース
		SS154	概ね東経154度	Cサウス Cサウス
		SC154	概ね東経154度	Cサウス Cバンド
		CS154	概ね東経154度	Cバンド Cサウス
		JJ128	概ね東経128度	Ku日本 Ku日本
		CC128	概ね東経128度	Cバンド Cバンド
		JJ124	概ね東経124度	Ku日本 Ku日本
		JT124	概ね東経124度	Ku日本 Ku可動
		TJ124	概ね東経124度	Ku可動 Ku日本
		JJ132	概ね東経132度	Ku日本 Ku日本
		CC132	概ね東経132度	Cバンド Cバンド
		備考 ア Ku北東アジアは、アップリンクは概ね14GHz、ダウンリンクは概ね12GHzの周波数を使用して主に北東アジア地域でサービスを提供するものをいいます。 イ Ku南東アジアは、アップリンクは概ね14GHz、ダウンリンクは概ね12GHzの周波数を使用して主に南東アジア地域でサービスを提供するものをいいます。		

- ウ Ku日本とは、アップリンクは概ね14GHz、ダウンリンクは概ね12GHzの周波数を使用して主に日本地域でサービスを提供するものをいいます。
- エ Kuアジアとは、アップリンクは概ね14GHz、ダウンリンクは概ね12GHzの周波数を使用して主に東アジア地域でサービスを提供するものをいいます。
- オ Kuパシフィックとは、アップリンクは概ね14GHz、ダウンリンクは概ね12GHzの周波数を使用して主に太平洋地域でサービスを提供するものをいいます。
- カ Cバンドとは、アップリンクは概ね6GHz、ダウンリンクは概ね4GHzの周波数を使用してアジア地域、オセアニア地域、ハワイ地域等でサービスを提供するものをいいます。
- キ Cノースとは、アップリンクは概ね6GHz、ダウンリンクは概ね4GHzの周波数を使用して主に北アジア地域、アラスカ地域等でサービスを提供するものをいいます。
- ク Cサウスとは、アップリンクは概ね6GHz、ダウンリンクは概ね4GHzの周波数を使用して主に東南アジア地域、オセアニア地域等でサービスを提供するものをいいます。
- ケ Ku可動とは、アップリンクは概ね14GHz、ダウンリンクは概ね12GHzの周波数を使用して可動ビームでカバーするエリアでサービスを提供するものをいいます。
- コ 各衛星ビームに関する技術情報(使用する周波数、各地における性能等の情報を含みます。)は、約款第69条(技術資料の閲覧)の規定に基づき閲覧に供します。

- 2 当社は、衛星ビームごとの単位電力、トランスポンダ1波利用単位数、基礎ビーム係数及び標準ビーム係数を次のとおり定めます。

衛星ビーム	単位電力 [dBm]	トランスポンダ 1波利用単位数	基礎ビーム係数	標準ビーム係数
NN150	17.7	—	0.40	0.45
SS150	17.7	—	0.40	0.45
JJ154	17.9	—	0.45	0.55
JA154	17.9	—	0.45	0.55
AJ154	17.9	—	0.45	0.55
AA154	17.9	—	0.30	0.45
PP154	17.9	—	0.30	0.45
CC154	13.2	—	0.18	0.14
NN154	12.1	—	0.18	0.14
SS154	15.0	—	0.18	0.14
SC154	15.0	—	0.18	0.14
CS154	15.0	—	0.18	0.14
JJ128	18.9	720	0.60	0.55
CC128	14.7	720	0.20	0.14
JJ124	20.9	720	0.60	0.55
JT124	20.9	—	0.60	0.55
TJ124	20.9	—	0.60	0.55
JJ132	17.0	720 / 980	0.45	0.55
CC132	14.4	720	0.19	0.14

備考

- 1 トランスポンダ1波利用単位数とは、トランスポンダを一の電波中継で占有する場合の利用単位数をいい、単位電力を利用単位数倍した値を超えて電力を指定することができません。
- 2 基礎ビーム係数及び標準ビーム係数は衛星ビームに応じて料金に算入される値です。
- 3 JJ132のトランスポンダ1波利用単位数は、ダウンリンクにおいて12.49GHz以下の帯域を含むトランスポンダを980単位とし、12.51GHz以上の帯域を含むトランスポンダを720単位とします。

(3) オプションの区分	1 当社は、通常ビームに係る終日専用契約者が申し込み可能なオプションを次のとおり定めます。 <table border="1" data-bbox="405 259 1383 994"> <tr> <th>区分</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>利用コミットオプション</td><td> 利用開始日又は利用更新日から定められた期間利用単位数を減じずに利用することを条件にオプション率を設定するもの。対象期間に応じて次の区分を定めます。 ア 1年コミット(オプション率 -0.10) 利用開始日又は利用更新日から12ヶ月となる日が属する月の末日まで イ 2年コミット(オプション率 -0.15) 利用開始日又は利用更新日から24ヶ月となる日が属する月の末日まで ウ 3年コミット(オプション率 -0.20) 利用開始日又は利用更新日から36ヶ月となる日が属する月の末日まで エ 4年コミット(オプション率 -0.25) 利用開始日又は利用更新日から48ヶ月となる日が属する月の末日まで オ 5年コミット(オプション率 -0.30) 利用開始日又は利用更新日から60ヶ月となる日が属する月の末日まで </td></tr> <tr> <td>周波数変更オプション</td><td>トランスポンダの効率的利用の目的で当社が行う年2回のトランスポンダ及び周波数の変更を予め承諾することを条件にオプション率-0.30を設定するもの。</td></tr> <tr> <td>一括前払いオプション</td><td> 一括前払いに係る次のオプション率を設定するもの ア 6ヶ月前払い(オプション率 -0.02) イ 12ヶ月前払い(オプション率 -0.05) </td></tr> </table> 2 当社は終日専用契約通常ビームに係る利用終了日を次のとおり定めます。 ア 利用コミットオプションを適用するもの 利用コミットの対象期間の末日とします。 イ ア 以外のもの 利用開始日又は利用更新日から12ヶ月となる日が属する月の末日とします。 3 当社は通常ビームに係る終日専用契約者が行うオプションに係る専用契約事項の変更の請求について次のとおり定めます。 ア 利用の更新に伴う専用契約事項の変更の請求 通常ビームに係る終日専用契約者は、利用コミットオプション、周波数変更オプション、一括前払いオプションについて請求できるものとします。変更の実施日は利用更新日とします。 イ ア 以外 通常ビームに係る終日専用契約者は、周波数変更オプション、一括前払いオプションについて請求できるものとします。変更の実施日は次表に限るものとします。 <table border="1" data-bbox="399 1464 1383 1733"> <tr> <th>区分</th><th>変更の実施日</th></tr> <tr> <td>周波数変更オプション</td><td>変更の実施日から利用終了日までの期間が12ヶ月の整数倍となる日</td></tr> <tr> <td>一括前払いオプション</td><td> ア 6ヶ月前払い 変更の実施日から利用終了日までの期間が6ヶ月の整数倍となる日 イ 12ヶ月前払い 変更の実施日から利用終了日までの期間が12ヶ月の整数倍となる日 </td></tr> </table> 4 当社は一括前払いオプションの対象期間に専用契約事項の変更又は料金の改定により月額料金が増加された場合及び専用契約が解除された場合の取扱いを次のとおり定めます。 <table border="1" data-bbox="399 1809 1383 1960"> <tr> <th>区分</th><th>料金の取扱い</th></tr> <tr> <td>月額料金の増加</td><td>オプションの対象期間に係る、支払われた衛星専用料と支払うべき衛星専用料との差額を、当該変更の実施日が属する月の末日までに一括して支払っていただきます。</td></tr> </table>	区分	内 容	利用コミットオプション	利用開始日又は利用更新日から定められた期間利用単位数を減じずに利用することを条件にオプション率を設定するもの。対象期間に応じて次の区分を定めます。 ア 1年コミット(オプション率 -0.10) 利用開始日又は利用更新日から12ヶ月となる日が属する月の末日まで イ 2年コミット(オプション率 -0.15) 利用開始日又は利用更新日から24ヶ月となる日が属する月の末日まで ウ 3年コミット(オプション率 -0.20) 利用開始日又は利用更新日から36ヶ月となる日が属する月の末日まで エ 4年コミット(オプション率 -0.25) 利用開始日又は利用更新日から48ヶ月となる日が属する月の末日まで オ 5年コミット(オプション率 -0.30) 利用開始日又は利用更新日から60ヶ月となる日が属する月の末日まで	周波数変更オプション	トランスポンダの効率的利用の目的で当社が行う年2回のトランスポンダ及び周波数の変更を予め承諾することを条件にオプション率-0.30を設定するもの。	一括前払いオプション	一括前払いに係る次のオプション率を設定するもの ア 6ヶ月前払い(オプション率 -0.02) イ 12ヶ月前払い(オプション率 -0.05)	区分	変更の実施日	周波数変更オプション	変更の実施日から利用終了日までの期間が12ヶ月の整数倍となる日	一括前払いオプション	ア 6ヶ月前払い 変更の実施日から利用終了日までの期間が6ヶ月の整数倍となる日 イ 12ヶ月前払い 変更の実施日から利用終了日までの期間が12ヶ月の整数倍となる日	区分	料金の取扱い	月額料金の増加	オプションの対象期間に係る、支払われた衛星専用料と支払うべき衛星専用料との差額を、当該変更の実施日が属する月の末日までに一括して支払っていただきます。
区分	内 容																		
利用コミットオプション	利用開始日又は利用更新日から定められた期間利用単位数を減じずに利用することを条件にオプション率を設定するもの。対象期間に応じて次の区分を定めます。 ア 1年コミット(オプション率 -0.10) 利用開始日又は利用更新日から12ヶ月となる日が属する月の末日まで イ 2年コミット(オプション率 -0.15) 利用開始日又は利用更新日から24ヶ月となる日が属する月の末日まで ウ 3年コミット(オプション率 -0.20) 利用開始日又は利用更新日から36ヶ月となる日が属する月の末日まで エ 4年コミット(オプション率 -0.25) 利用開始日又は利用更新日から48ヶ月となる日が属する月の末日まで オ 5年コミット(オプション率 -0.30) 利用開始日又は利用更新日から60ヶ月となる日が属する月の末日まで																		
周波数変更オプション	トランスポンダの効率的利用の目的で当社が行う年2回のトランスポンダ及び周波数の変更を予め承諾することを条件にオプション率-0.30を設定するもの。																		
一括前払いオプション	一括前払いに係る次のオプション率を設定するもの ア 6ヶ月前払い(オプション率 -0.02) イ 12ヶ月前払い(オプション率 -0.05)																		
区分	変更の実施日																		
周波数変更オプション	変更の実施日から利用終了日までの期間が12ヶ月の整数倍となる日																		
一括前払いオプション	ア 6ヶ月前払い 変更の実施日から利用終了日までの期間が6ヶ月の整数倍となる日 イ 12ヶ月前払い 変更の実施日から利用終了日までの期間が12ヶ月の整数倍となる日																		
区分	料金の取扱い																		
月額料金の増加	オプションの対象期間に係る、支払われた衛星専用料と支払うべき衛星専用料との差額を、当該変更の実施日が属する月の末日までに一括して支払っていただきます。																		

月額料金の減少	オプションの対象期間に係る、支払われた衛星専用料と支払うべき衛星専用料との差額を、当該対象期間の末日の翌日以降の衛星専用料の支払いに充当します。
専用契約の解除	オプションの対象期間に係る、支払われた衛星専用料と支払うべき衛星専用料との差額から当該解除に係る解除料を差し引いた額を返還します。ただし、返還される衛星専用料には利息を付しません。

5 当社は1項に定めるものの他に次のオプション率を終日専用契約通常ビームに適用します。

ア 利用実績に係るもの

当社が定める起算日から12ヶ月となる日が属する月の翌月の初日以降、12ヶ月ごとに-0.01、最高-0.20まで加算して求めるオプション率を利用開始日又は利用更新日について算定し、当該利用開始日又は利用更新日から利用終了日までの期間に対して設定するもの

イ 改定料金適用に係るもの

料金の改定に伴う従前の料金の適用等に係るオプション率を設定するもの

ウ その他

当社が別に定める事項についてオプション率を設定するもの

6 オプション係数とは、当該契約に係るオプション率の総和に1を加算したものをいいます。オプション係数は0又は正の数とします。

7 メニュー係数とは、基礎ビーム係数に標準ビーム係数とオプション係数を乗算した値を加算したものをいいます。

2 料金

月額(単位:千円)

区分	終日専用契約通常ビームに係る衛星専用料
料金指数が100までの部分	100×料金指数
料金指数が100を超える部分	80×料金指数
備考	
1 料金指数とはメニュー係数と利用単位数を乗算した値をいいます。	
2 千円未満は切り捨てるものとします。	

第2 終日専用契約スポットビームに係る衛星専用料

1 適用

衛星専用料の適用については、約款第47条(衛星専用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

終日専用契約スポットビームに係る衛星専用料の適用						
(4) 品目の区分等	当社は、終日専用契約スポットビームに係る衛星通信専用サービスの品目を次のとおり定めます。					
	区分	内容				
	帯域品目	トランスポンダの電波中継において指定された帯域幅を占有して伝送するもの				
	備考 当社は、基準となる帯域幅（以下、「単位帯域幅」といいます。50kHzとします。）を利用単位数倍した値を超えない範囲で占有する帯域幅を指定します。					
(5) 衛星ビームの区分等	3	当社は、終日専用契約スポットビームに係る衛星ビームの区分を次のとおり定めます。				
		衛星ビーム	ビーム番号	フォワード、リターンの区別	使用する周波数及びサービス提供地域	
					アップリンク	ダウンリンク
		日本	N1～N9	フォワード	Kaゲートウェイ	Ku日本
				リターン	Ku日本	Kaゲートウェイ
		ロシア	R1～R5	フォワード	Kaゲートウェイ	Kuロシア
				リターン	Kuロシア	Kaゲートウェイ
		太平洋	P1～P7	フォワード	Kaゲートウェイ	Ku太平洋
				リターン	Ku太平洋	Kaゲートウェイ
		東南アジア	S1～S16	フォワード	Kaゲートウェイ	Ku東南アジア
				リターン	Ku東南アジア	Kaゲートウェイ
		備考 各衛星ビームに関する情報（サービス提供地域、使用する周波数、各地における性能等の情報を含みます。）は、約款第69条（技術資料の閲覧）の規定に基づき閲覧に供します。				

2 料金

2-1 衛星専用料

終日専用契約スポットビームに係る衛星専用料は、基本料に利用契約で定める利用単位数を乗じた額とします。

2-2 基本料

1単位帯域幅あたり月額(単位:円)

ビームによる区分	終日専用契約スポットビームに係る基本料の額
日本	26,600
ロシア	18,000
太平洋	12,800
東南アジア	8,400

2-3 セット料金

終日専用契約者が各ビームセットを構成するすべてのビーム番号に係る利用契約を締結している場合においては、基本料の額は以下の通りとします。月の途中で以下の料金の適用がなされる場合、及び適用がなされなくなる場合については、当該月の料金は利用日数に応じて日割りします。

1単位帯域幅あたり月額(単位:円)

ビームによる区分	終日専用契約スポットビームに係る基本料の額
日本	22,200
ロシア	15,000
太平洋	10,700
東南アジア	7,000

当社の責めに帰すべき事由により、各ビームセットを構成するビーム番号に係る利用契約が解除となった場合には、残存するビーム番号に係る利用契約における基本料は変更されないものとします。

第3 随時専用契約に係る衛星専用料

1 適用

随時専用契約に係る衛星専用料の適用				
(1) 品目の区分等	第1(終日専用契約通常ビームに係る衛星専用料)1(適用)(1)(品目の区分等)に準じます。			
(2) 衛星ビームの区分等	1	随時専用契約に係る衛星ビームの区分は、第1(終日専用契約通常ビームに係る衛星専用料)1(適用)(2)(衛星ビームの区分等)に加え次のとおりとします。		
		衛星ビーム	サービスを提供する静止軌道位置	周波数とサービス提供地域
				アップリンク ダウンリンク
		JJ110	概ね東経110度	Ku日本 Ku日本
	2	1項に係る単位電力、トランスポンダ1波利用単位数、基礎ビーム係数及び標準ビーム係数は次のとおりとします。		
		衛星ビーム	単位電力 [dBm]	トランスポンダ1波利用単位数
JJ110		18.7	720	0.80 0.60
備考 JJ110はトランスポンダ1波利用単位数のみでの利用とします。				
(3) 衛星専用料の区分	随時専用契約に係る衛星専用料には次の区分があります。			
	区分	内容		
	基本料	利用の有無にかかわらず支払うべき衛星専用料		
	利用料	利用時間に応じて支払うべき衛星専用料		
(4) 周波数指定の区分	1	随時専用契約に係るトランスポンダ利用形態には次の区分があります。		
		区分	内容	
		区分A	一の予約申込ごとに当社が周波数の指定を行うもの	
		区分B	予約申込の有無にかかわらず当社が周波数の指定を予め行うもの	
	2	区分Aに係るトランスポンダ利用形態の数を利用形態数Aといいます。		
3	区分Bに係るトランスポンダ利用形態の数を利用形態数Bといいます。			
(5) 利用時間による区分	1	随時専用契約に係る利用料の額は、暦月中の利用時間により次の区分におけるそれぞれの時間基本料を乗じ、その総額を利用時間の合計で割った額(以下「平均衛星専用料」といいます。)を基準に算出します。		
		1時間あたり(単位:円)		
		区分	利用時間	時間基本料
		区分Ⅰ	暦月中の利用時間の合計の内10時間までの部分	(基礎ビーム係数+標準ビーム係数)×1,000
		区分Ⅱ	暦月中の利用時間の合計の内10時間を超え30時間までの部分	(基礎ビーム係数+標準ビーム係数/2)×1,000
		区分Ⅲ	暦月中の利用時間の合計の内30時間を超える部分	基礎ビーム係数×1,000
		2	平均衛星専用料を算出する際の利用時間には、約款第52条(衛星通信専用サービスの解除料等の支払義務)に定める当該月の契約の解除又は予約の取消しに係る利用相当時間を含めることとします。	
		3	直営設備の内、直営調達共用設備2を利用する場合は、区分Ⅰの部分についても区分Ⅱの時間基本料を適用します。	
		4	随時専用契約者が当社の終日利用の専用サービス又は放送に係るサービスを別に利用する場合は、前3項に拘らず区分Ⅲの時間基本料の額を平均衛星専用料の額とします。	
		5	周波数指定の区分にて区分Bを選択したときは、前項及び利用時間にかかわらず、区分Ⅰの時間基本料を適用します。	

2 料金

2-1 基本料の額

(単位:千円)

基本料の額(基本料対象期間あたり)	
利用形態数A×10 + 利用形態数B×100	
備考	
1 随時専用契約者が当社の終日利用の専用サービスもしくは放送に係るサービスを別に利用する場合は、10万円までの基本料の支払いを免除します。	
2 随時専用契約者がトランスポンダ利用形態を変更する場合で、変更後のトランスポンダ利用形態に基づき算定される基本料の額が変更前に算定される基本料の額を上回ることとなった場合は、指定された支払期日までに増加分の基本料を当社に支払っていただきます。	
3 基本料の日割計算はございません。	

2-2 利用料の額

月額(単位:円)

周波数指定の区分	利用料の額
区分A	当月中における利用時間の合計に時間基本料に基づき算定された平均衛星専用料を乗じた額×利用単位数
区分B	当月中における利用時間の合計に区分 I の時間基本料を乗じた額×利用単位数
備考	
1 利用単位数は20以上とします。	
2 利用単位数が同一となる利用形態ごとに算出するものとします。	

第2表 直営設備専用料

1 適用

直営設備専用料の適用については、約款第48条(直営設備専用料の支払義務)及び細則15(直営設備に関する事項)の規定によります。

2 直営設備専用料の額

2-1 終日専用契約に係るもの

1回線ごとに月額(単位:千円)

直営設備の区分	設備名	料金の額
直営据付設備	YSCCテレポート	別に定める料金相当額

2-2 随時専用契約に係るもの

1回線ごとに日額(単位:千円)

直営設備の区分	設備名	料金の額
直営据付設備	YSCCテレポート	別に定める料金相当額

第3表 無線局免許取扱手数料

1 適用

無線局取扱手数料の適用については、約款第49条(無線局免許取扱手数料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

無線局免許取扱手数料の適用	
無線局免許取扱手数料の算定	地球局設備等に関する電波法上の手続きについて当社が行う事務及び作業に要する実費及び電波法関係手数料を合計して算定します。

2 無線局免許取扱手数料の額

地球局設備1設備ごと

項 目	区 分	価 格 等
(1) 地球局又は受信専用設備に関する電波法上の手続きについて当社が行う事務及び作業に要する実費	ア 労務費	1時間当たり人件費単金 × 延労働時間
	イ 諸経費	電波法上の手続きを行うために必要な旅費、宿泊費、日当、調査費その他の経費
(2) 電波法関係手数料	—	電波法関係手数料令(昭和33年政令第307号)に規定される手数料に相当する額及び電波法に規定される電波利用料に相当する額

第4表 地球局設備に係る工事に関する費用

1 適用

地球局設備の工事に関する費用の適用については、約款第51条(工事費の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

地球局設備の工事に関する費用の適用	
工事に関する費用の算定	地球局設備の工事の種類に応じて必要となる物品費及び取付費、移動費又は撤去費並びに間接費を合計して算定します。

2 工事に関する費用の額

項 目	区 分	費 用 額
(1) 物品費	—	購入価格
(2) 取付費、移動費又は撤去費	ア 諸経費	1時間当たり人件費料金 × 延労働時間
	イ 消耗品費	消耗品価格に消耗品の調達に要する費用を加えたもの
(3) 間接費	—	当該工事に拘わる物品費及び取付費、移動費又は撤去費以外に要する全ての経費

第5表 解除料

1 適用

解除料の適用については約款第52条(衛星通信専用サービスの解除料等の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

解除料の適用		
衛星通信専用サービスの解除料は、次のとおり区分し適用します。		
区 分	適 用	
通常ビームに係る終日専用契約	約款第52条(衛星通信専用サービスの解除料等の支払義務)第1項の規定に基づき支払うべき解除料	2(解除料の額)2-1(終日専用契約(通常ビーム)に係るもの)2-1-1(利用開始日の前日までに係るもの)に規定する料金を適用します。
	約款第52条(衛星通信専用サービスの解除料等の支払義務)第2項の規定に基づき支払うべき解除料	2(解除料の額)2-1(終日専用契約(通常ビーム)に係るもの)2-1-2(利用開始日以降の契約解除に係るもの)に規定する料金を適用します。
	約款第52条(衛星通信専用サービスの解除料等の支払義務)第3項の規定に基づき支払うべき解除料	2(解除料の額)2-1(終日専用契約(通常ビーム)に係るもの)2-1-3(利用開始日以降の利用単位数の減少に係るもの)に規定する料金を適用します。
スポットビームに係る終日専用契約	約款第52条(衛星通信専用サービスの解除料等の支払義務)第1項の規定に基づき支払うべき解除料	2(解除料の額)2-2(終日専用契約(スポットビーム)に係るもの)2-2-1(利用開始日の前日までに係るもの)に規定する料金を適用します。
	約款第52条(衛星通信専用サービスの解除料等の支払義務)第2項の規定に基づき支払うべき解除料	2(解除料の額)2-2(終日専用契約(スポットビーム)に係るもの)2-2-2(利用開始日以降の契約解除に係るもの)に規定する料金を適用します。
	約款第52条(衛星通信専用サービスの解除料等の支払義務)第3項の規定に基づき支払うべき解除料	2(解除料の額)2-2(終日専用契約(スポットビーム)に係るもの)2-2-3(利用開始日以降の利用単位数の減少に係るもの)に規定する料金を適用します。
随時専用契約	約款第52条(衛星通信専用サービスの解除料等の支払義務等)第4項の規定に基づき支払うべき解除料	2(解除料の額)2-3(随時専用契約に係るもの)に規定する料金を適用します。
備考		
1 料金表第1表(衛星専用料)第1(終日専用契約通常ビームに係る衛星専用料)1(適用)(3)(オプションの区分)に規定する利用コミットオプションを適用しない場合は、2-1-2(利用開始日以降の契約解除に係るもの)及び2-1-3(利用開始日以降の利用単位数の減少に係るもの)に規定する解除料の支払いは要しません。		
2 契約解除日の翌日又は利用単位数の減少の実施日から利用終了日までの期間に係る暦月数を「残存コミット暦月数」といいます。		

3 「利用コミット期間の前半」とは次の意味で用いるものとします。

1年コミットの場合： 利用開始日又は利用更新日から6ヶ月となる日が属する月の末日までの期間

2年コミットの場合： 利用開始日又は利用更新日から12ヶ月となる日が属する月の末日までの期間

3年コミットの場合： 利用開始日又は利用更新日から18ヶ月となる日が属する月の末日までの期間

4年コミットの場合： 利用開始日又は利用更新日から24ヶ月となる日が属する月の末日までの期間

5年コミットの場合： 利用開始日又は利用更新日から30ヶ月となる日が属する月の末日までの期間

2 解除料の額

2-1 終日専用契約(通常ビーム)に係るもの

2-1-1 利用開始日の前日までに係るもの

解 除 料	
利用開始日から、利用開始日後1ヶ月となる日が属する月の末日までの衛星専用料相当額	
備考 解除料の算定の基準となる衛星専用料は、利用コミットオプションを適用しない場合の衛星専用料とします。	

2-1-2 利用開始日以降の契約解除に係るもの

区 分	解 除 料
1 契約解除日が利用コミット期間の前半に属する場合	利用開始日又は利用更新日から契約解除日までの期間について、利用コミットオプションを適用しない場合に支払うべき衛星専用料相当額から支払われた衛星専用料を差し引いた額
2 1 以外の場合	契約解除日から残存コミット暦月数だけ遡った期間について、利用コミットオプションを適用しない場合に支払うべき衛星専用料相当額から支払われた衛星専用料を差し引いた額

2-1-3 利用開始日以降の利用単位数の減少に係るもの

区 分	解 除 料
1 利用単位数の減少の実施日の前日が利用コミット期間の前半に属する場合	利用開始日又は利用更新日から利用単位数の減少の実施日の前日までの期間を対象算定期間として求めた算定額Aから算定額Bを引いた額
2 1 以外の場合	利用単位数の減少の実施日の前日から残存コミット暦月数だけ遡った期間を対象算定期間として求めた算定額Aから算定額Bを引いた額
備考 算定額A、算定額Bをそれぞれ以下とします。	
算定額A	対象算定期間において、変更前の利用単位数における利用コミットオプションを適用しない場合に支払うべき衛星専用料相当額から、変更後の利用単位数における利用コミットオプションを適用しない場合に支払うべき衛星専用料相当額を差し引いた額
算定額B	対象算定期間において、支払われた衛星専用料から変更後の利用単位数における利用コミットオプションを適用した場合に支払うべき衛星専用料相当額を差し引いた額

2-2 終日専用契約(スポットビーム)に係るもの

2-2-1 利用開始日の前日までに係るもの

解 除 料
利用開始日から、利用開始日後1ヶ月となる日が属する月の末日までの衛星専用料相当額
備考 解除料の算定の基準となる衛星専用料は、セット料金が適用されている場合には当該セット料金を適用した場合の衛星専用料とします。

2-2-2 利用開始日以降の契約解除に係るもの

区 分	解 除 料
契約解除日の翌日から利用期間終了日まで利用したとみなした場合において支払うべきこととなる衛星専用料相当額	
備考 解除料の算定の基準となる衛星専用料は、セット料金が適用されている場合には当該セット料金を適用した場合の衛星専用料とします。	

2-2-3 利用開始日以降の利用単位数の減少に係るもの

区 分	解 除 料
3 契約変更を行った日の翌日から利用期間終了日まで、当該減少した利用単位数分を利用したとみなした場合において支払うべきこととなる衛星専用料相当額	
備考 解除料の算定の基準となる衛星専用料は、セット料金が適用されている場合には当該セット料金を適用した場合の衛星専用料とします。	

2-3 随時専用契約に係るもの

区 分	解 除 料
1 随時専用契約の解除の時刻が利用開始予定時刻の240時間以上前するとき。	予定された利用時間に10%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる衛星専用料相当額
2 随時専用契約の解除の時刻が利用開始予定時刻の240時間未満48時間以上前するとき。	予定された利用時間に30%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる衛星専用料相当額
3 随時専用契約の解除の時刻が利用開始予定時刻の48時間未満24時間以上前するとき。	予定された利用時間に50%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる衛星専用料相当額
4 随時専用契約の解除の時刻が利用開始予定時刻の24時間未満するとき。	予定された利用時間に100%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる衛星専用料相当額
備考 この項において衛星専用料相当額とは、解除のあった月における料金表第1表(衛星専用料)第3(随時専用契約に係る衛星専用料)1(適用)(5)(利用時間による区分)に定める平均衛星専用料を基に算出される額とします。	

第6表 取消料

1 適用

取消料の適用については、約款第52条(衛星通信専用サービスの解除料等の支払義務)第5項の規定によります。

2 取消料の額

区 分	取 消 料
1 予約の取消しの時刻が利用開始予定時刻の240時間以上前るとき。	予定された利用時間(短縮の場合は短縮され利用されなかった時間に限ります。以下「利用時間等」といいます。)に10%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる衛星専用料相当額と直営設備専用料相当額との合計額
2 予約の取消しの時刻が利用開始予定時刻の240時間未満48時間以上前るとき。	予定された利用時間等に30%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる衛星専用料相当額と直営設備専用料相当額との合計額
3 予約の取消しの時刻が利用開始予定時刻の48時間未満24時間以上前るとき。	予定された利用時間等に50%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる衛星専用料相当額と直営設備専用料相当額との合計額
4 予約の取消しの時刻が利用開始予定時刻の24時間未満るとき。	予定された利用時間等に100%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる衛星専用料相当額と直営設備専用料相当額との合計額
備考	
1 この項において衛星専用料相当額とは、取消しのあった月における料金表第1表(衛星専用料)第3(随時専用契約に係る衛星専用料)1(適用)(5)(利用時間による区分)に定める平均衛星専用料を基に算出される額とします。	
2 直営設備専用料相当額については、直営設備を使用する場合に限ります。	

第7表 違約金

1 適用

違約金の適用については、約款第56条(違約金)の規定によります。

2 違約金の額

1分までごとに(単位:千円)

違約金の額
$2 \times \text{利用単位数}$

附 則

(実施期日)

第1条 この料金表の実施期日は、平成10年3月17日付で郵政大臣に認可申請を行った衛星通信専用サービス契約約款の実施期日と同日とします。

(寿命期間サービスに係る措置)

第2条 この料金表実施に伴い、衛星通信専用サービスの終日専用契約者において寿命期間サービスの料金区分を適用されている専用契約者の衛星専用料は、料金表第1表第1(料金の額)の規定に係わらず、次のとおりとします。

1、2号衛星 Kuバンド プロテクティドクラス 全容量に関するもの

1電波中継容量ごとに月額(単位:千円)

サービス 提供区域	周波数 共用クラス	利用期間 による区分	料金の額
区域A	クリアー クラス	寿命期間サービス	49,700
		寿命期間サービスA	50,500
		寿命期間サービスB	50,900
	ダウンリンク 周波数 共用クラス	寿命期間サービス	45,700
		寿命期間サービスA	46,500
		寿命期間サービスB	46,900
	アップリンク 周波数 共用クラス	寿命期間サービス	43,800
		寿命期間サービスA	44,600
		寿命期間サービスB	45,000
区域B	クリアー クラス	寿命期間サービス	47,800
		寿命期間サービスA	48,600
		寿命期間サービスB	49,000
	ダウンリンク 周波数 共用クラス	寿命期間サービス	43,800
		寿命期間サービスA	44,600
		寿命期間サービスB	45,000
	アップリンク 周波数 共用クラス	寿命期間サービス	42,000
		寿命期間サービスA	42,800
		寿命期間サービスB	43,100

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成10年11月16日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成10年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成11年8月3日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成12年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成12年3月31日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成12年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成13年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成13年3月31日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成13年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成14年7月1日から実施します。

(移行期日等)

第2条 当社は、この改定前に締結された終日専用契約を改定規定に基づく終日専用契約へ移行する期日等について次のとおり定めます。

移行申込書を当社が 受領する期日	終日専用契約の 移行日	利用コミットオプション の適用の区分	移行後の終日専用契約の 利用終了日
平成14年9月30日まで	申込書受領日の 翌月の初日	1年コミット	終日専用契約の移行日から12ヶ月と なる日が属する月の末日又は移行前 の終日専用契約に定める利用期間 終了日が属する月の末日のいずれか
備考 1 当社は、終日専用契約の移行日から利用終了日までの期間を利用コミットの対象期間とし、オプション率(・0.10)を適用します。 2 利用実績に係るオプション率の起算日は、終日専用契約の移行日とします。			

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、平成14年7月31日までに前項の移行申込書を受領したときは、移行後の終日専用契約の利用終了日等を次のとおりとします。

利用コミットオプションの適用の区分	移行後の終日専用契約の利用終了日
適用なし	平成15年3月31日
1年コミット	平成15年3月31日
2年コミット	平成16年3月31日
3年コミット	平成17年3月31日
4年コミット	平成18年3月31日
5年コミット	平成19年3月31日
備考	
1 当社は、終日専用契約者が利用コミットオプションを申し込んだ場合は、終日専用契約の移行日から利用終了日までの期間を利用コミットの対象期間とし、利用コミットオプションの区分に応じて定めるオプション率を適用します。	
2 利用実績に係るオプション率の起算日は、平成14年4月1日とします。	

- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、終日専用契約者がこの改定前に、改定後の衛星専用料を一時払いにより既に支払っている場合の移行期日等の取扱いを別に定めます。
- 4 当社は、移行後の終日専用契約について、この改定前の月額料金の額と同額相当となるよう当社が別に定める改定料金適用に係るオプション率を適用します。
- 5 当社は、移行後の終日専用契約について、専用契約事項の変更又は料金の改定もしくは利用実績に係るオプション率の変更があった場合は、この改定前の月額料金の額に基づき前項のオプション率を見直します。
- 6 当社は、この改定前に締結された随時専用契約を改定規定に基づく随時専用契約へ移行する期日等について次のとおり定めます。

移行申込書を当社が受領する期日	随時専用契約の移行日	移行後の随時専用契約の利用終了日
平成14年7月1日まで	平成14年7月1日	平成15年3月31日

- 7 当社は、前項の移行に係る平成15年3月31日までの料金表第1表(衛星専用料)第2(随時専用契約に係る衛星専用料)2(料金)2-1(基本料の額)に規定する料金を免除します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成14年8月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成17年3月10日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成18年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成19年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成19年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成19年8月31日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成23年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成28年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、令和2年3月31日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、令和2年4月10日から実施します。

資料名 衛星通信専用サービス料金表

資料番号 SAD-A3-20-001

平成 10年 3月 17日	第1版	令和 2年 3月 31日	第20版
平成 10年 11月 1日	第2版	令和 2年 4月 10日	第21版
平成 10年 12月 1日	第3版		
平成 11年 8月 3日	第4版		
平成 12年 1月 1日	第5版		
平成 12年 3月 31日	第6版		
平成 12年 7月 1日	第7版		
平成 13年 2月 1日	第8版		
平成 13年 3月 31日	第9版		
平成 13年 10月 1日	第10版		
平成 14年 7月 1日	第11版		
平成 14年 8月 1日	第12版		
平成 17年 3月 10日	第13版		
平成 18年 7月 1日	第14版		
平成 19年 2月 1日	第15版		
平成 19年 6月 1日	第16版		
平成 19年 8月 31日	第17版		
平成 23年 4月 1日	第18版		
平成 28年 7月 1日	第19版		

スカパーJSAT株式会社

東京都港区赤坂1-8-1

TEL :03-5571-7770
